駐車監視員活動ガイドライン

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、駐車車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています。(交通(反則)切符を作成したり、金銭を徴収したりすることはありません。) 本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

駐車監視員は、下記の路線、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施します。

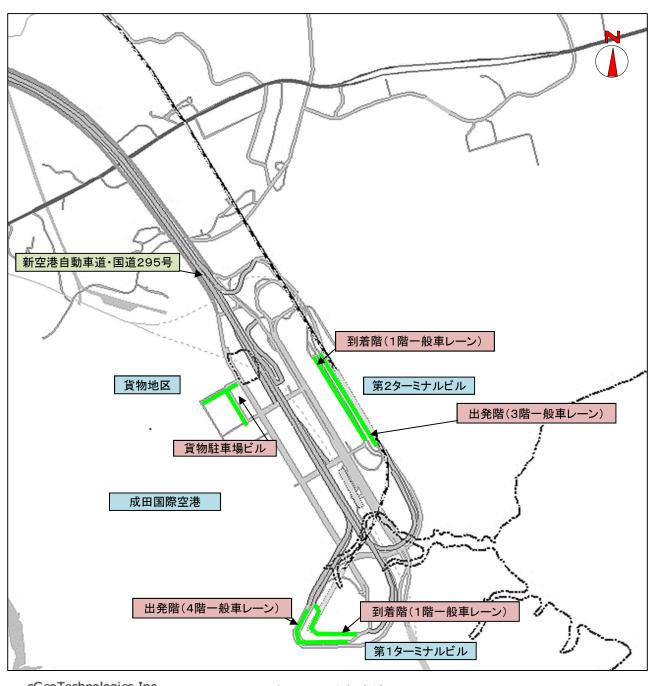
最近の改定:令和6年4月1日

重点路線

◎重点路線	
路 線(区間)	重点時間帯
成田国際空港株式会社管理道路(第1ターミナルビル1・4階一般車レーン)	7:00~23:00
成田国際空港株式会社管理道路(第2ターミナルビル1・3階一般車レーン)	7:00~23:00
成田国際空港株式会社管理道路(貨物地区 貨物駐車場ビル西側道路)	7:00~23:00
成田国際空港株式会社管理道路(貨物地区 貨物駐車場ビル北側道路)	7:00~23:00

【千葉県成田国際空港警察署】

成田国際空港警察署管内の駐車監視員活動ガイドライン

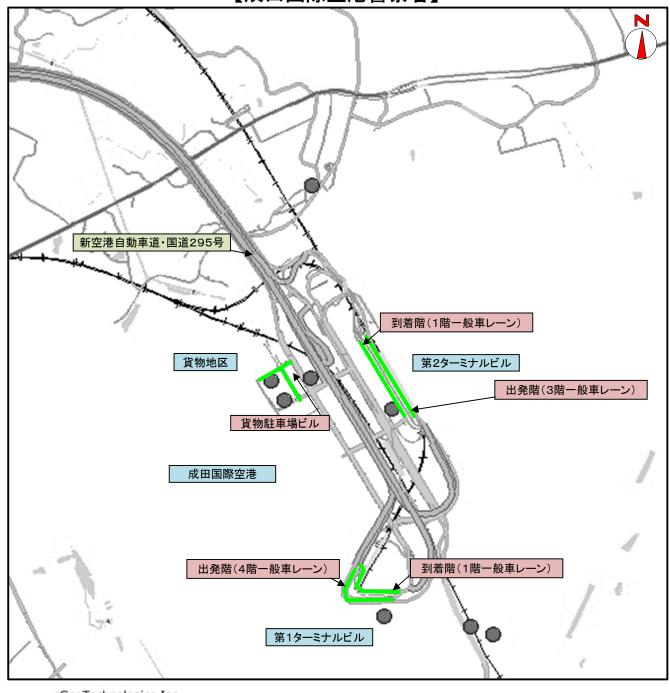


cGeoTechnologies,Inc. c PASCO CORPORATION

凡例

重点路線・

駐車監視員活動ガイドラインにおける放置車両確認標章取付け状況 【成田国際空港警察署】



cGeoTechnologies,Inc. c PASCO CORPORATION

凡例 重点路線

標章取付場所 ○ (令和6年中)

注意: この図に示されている「標章取付場所」は、駐車監視員及び警察官が、放置車両の確認を行った付近を表しており、違反場所そのものを表示するものではありません。また、放置車両確認標章(駐車違反ステッカー)の取付け件数を表しているものでもありません。